

**大垣市議会における笹田トヨ子の
「教育基本法早期改正を求める意見書」に対する反対討論**

今回の意見書提出の理由に、少年事件や、いじめ、不登校・学級崩壊など今日の子も達をめぐる深刻な状況を挙げていますが、こういった問題の克服を、教育基本法を改定することで解決するものではありません。むしろ、教育基本法や子どもの権利条約の具現に向けての取り組みこそ、真の解決に繋がると考えます。

教育基本法は、国家政策に教育を従属させた戦前の誤りを反省し、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間育成を期する」という人類共通の普遍的な教育の理念を示し、「人格の完成」を教育の目的としました。その理念と原則は子どもの権利条約や、ユネスコ学習権宣言など、教育や人権に関する国際的な合意事項の精神にも合致したものです。

ところが、我が国の教育の現状はどうかといいますと、1994年、日本政府は国連・子どもの権利委員会から厳しい勧告を受けました。それは「極度に競争的な日本の教育制度が子ども達の発達の歪みを起こしている」という内容で、今起きている子どもの深刻な状況も勧告が指摘しているところに起因し、教育基本法の理念に逆行するものです。

昨年5月、全国の教職員13万人が参加した『教育基本法「改正」の是非を問う全国教職員投票』では、8割が「改正」反対と答え、またPTA全国協議会の意識調査では、「見直しをする前にこの基本法が十分活用されたかどうかの評価をもっと一般的レベルにする必要がある」とか「教育基本法は見直しすべきではなく、現在、時代の流れに対応しきれない地域との連帯や国際化への取組を加えて、よりその内容を忠実に反映させた教育行政を実現すべき」といった回答が寄せられています。

平成15年3月、中央教育審議会は「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」と題する答申を提出しましたが、日本弁護士連合会は会長声明でいくつかの問題点を指摘しました。例をあげますと、①公教育の場において「国を愛する心」を押し付けて個人の内面価値まで立ち入る結果を招き、内心の自由を保障する憲法19条に抵触する恐れがあること、②家庭の果たすべき役割や責任について新たに規定することは本来私事である家庭教育に国家が介入することを認めるものであり、親が教育に関して責務とともに権利を有しているとする国際準則に照らしても疑問があること。③男女共学の規定を削除することは、男女共同参画社会を目指す観点からも問題があること、④教育行政が「教育内容」にも積極的に介入することが認められているとする点は、「教育内容に対する国家的介入はできるだけ抑制的であることが要請される」と明示する最高裁判決にも反するものであること、⑤「道徳・宗教的情操の涵養」については憲法20条に抵触する恐れがあるなどです。

さらに、今回の意見書には、次の点に特徴があります。ひとつは、「行過ぎたジェンダーフリー教育」といった表現にあります。本市も条例を制定して男女共同参画社会を目指して努力が払われているところですが、これを否定するものです。もう1点は、復古的な戦前教育を待望するもので、意見書を要望した日本会議という団体の体質を反映したものであり、戦後教育の成果を否定するものであります。

教育基本法は、憲法の保障する教育への権利を実現するために定められた教育法規の根本法であり準憲法的性格をもつ法とされています。憲法が明示する原理・価値や子どもの権利条約などが示す国際準則を指標として、これらに抵触しないように、慎重審議が行わなければならないと思います。

ところが、今までの意見書提出については、全会一致が原則になっていたところ、今回は全会一致に至らないのに本会議に上程したことは、十分審議を尽くすという点においても許されるものではありません。すなわち、議会運営委員会が本会議の30分に行われ、その直後の本会議で審議するという方式が、これまで許されたのは、議会運営委員会が全会一致が求められているためでした。この前提を崩すならば、議会運営委員会と本会議との間に時間を保証し、反対討論の準備機会を認めなければなりません。その意味からも意見書採択は許されないと考えます。

以上の理由にて、教育基本法早期改正を求める意見書の採択に反対をして討論を終わります。